

三次市男女共同参画基本計画（第4次）

～ 一人ひとりがしあわせな社会をめざして ～

令和3（2021）年3月 三次市

計画策定の概要

三次市男女共同参画基本計画（第3次）の期間が令和2（2020）年度末で終了することに伴い、「三次市男女共同参画基本計画（第4次）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、国及び広島県の方向性に基づき、第3次計画における取組の総括をはじめ、市民意識調査結果に基づく市民や事業所の意識、関係機関の意見等を踏まえ、本市における男女共同参画に関連する様々な分野の取組を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージの各段階で、自らの選択によって仕事と地域活動を含めた暮らしの両方において充実した人生が送れるよう、誰もが個人として能力を発揮する機会が確保され、ともに活躍できる社会づくりになることを基本的な考え方とします。

計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

めざす将来像

男女が、互いにその人権や個性を尊重し、
責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に
発揮することができる男女共同参画社会の実現

総合指標

令和8（2026）年度までに「社会全体として男女平等である」と感じている市民の割合50%をめざします

計画の体系

基本目標

重点施策

具体的施策

1 環境づくり

1 ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)の推進

1 仕事と生活の両立支援及び理解の促進

2 女性の活躍推進

2 女性の就労促進

3 政策・方針決定過程への
男女共同参画の推進

1 審議会等委員への女性の登用推進

2 管理職への女性の登用推進

4 地域社会活動における
男女共同参画の推進

1 女性の参画拡大やリーダーとなる女性の育成

2 地域における女性の「集える場」づくり

2 意識づくり

1 意識啓発に向けた
広報・啓発の推進

1 男女共同参画の啓発・普及の推進

2 性の多様性への理解の促進

2 男女共同参画を推進する
教育・学習機会の充実

1 男女共同参画に関する教育の充実

3 安心づくり

1 健康と自立の支援

1 生涯を通じた健康支援

2 高齢者・障害者の自立支援

2 女性に対するあらゆる暴力の
根絶と人権尊重の推進

1 暴力を容認しない社会環境の整備

3 災害及び感染症対策に
おける男女共同参画の推進

1 男女共同参画の視点を取り入れた災害
及び感染症対策の推進

基本目標Ⅰ 環境づくり

政策・方針決定過程への女性の参画を促すとともに、性別に関わらない自分らしい暮らしの実現に向けた意識改革を進めることで、誰もが自らの選択によって仕事と地域活動を含めた暮らしの両方において充実する社会の実現をめざします。また、DXの進展等による在宅ワークなど、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方や暮らし方への変化により、多様な人材がその能力を発揮できる機会が広がるため、女性の仕事に対する意欲向上、キャリアアップに向けた意識の醸成を図るとともに、職場における女性活躍推進法の定着促進に向けた周知に取り組みます。職場における仕事と家庭の両立支援制度の周知を図り、制度を利用しやすい職場風土の形成を促進します。さらに、子育て支援や保育サービス、福祉・介護サービス等の支援体制を整備することにより、仕事と生活のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境づくりを推進します。

重点施策Ⅰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

互いに協力し合い、仕事と育児や介護などの家庭生活を両立でき、多様な働き方や暮らし方を選択できるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進します。また、事業主等による働きやすい職場環境づくりや、育児休業制度等の取得促進に向けた情報提供等の支援を進めるとともに、子育て支援や保育サービス、福祉・介護サービス等の充実を図ります。また、これまでの女性視点の取組だけではなく、仕事と家庭の調和に取り組む男性も応援する視点を取り入れた取組の推進を図ります。

具体的施策Ⅰ 仕事と生活の両立支援及び理解の促進

指標名	R1年度（現状）	R8年度（指標）
●安心して子どもを産み育てる環境が整っていると感じている人の割合	33.2% (H29)	40.0%
●妊娠中に職場で配慮されていたと感じる女性の割合	91.6%	現状値以上
●積極的に育児をしている父親の割合	65.5%	80.0%以上
●保育所待機児童数	0人	0人
●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度について、理解している事業所の割合	57.2%	65.0%以上
●性別に関わらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所の割合	56.6%	64.0%以上

【具体的施策の内容】

- 保育所待機児童ゼロ実現への取組
- 病児・病後児保育、3歳未満児保育、延長保育の実施
- 障害のある子どもの保育の充実
- 子育てサポート事業の利用促進
- 放課後の子どもの居場所づくりの推進
- 福祉・介護サービス、障害福祉サービス等の充実や生活に関するあらゆる相談体制の充実による、仕事と家庭の両立支援
- 育児中の男性の定時退社の奨励
- 男性の育児休業の取得及び子育て参画の促進
- 「多様なライフスタイル」や「柔軟な働き方」を可能にする仕事と家庭の両立支援へ向けた企業・法人への啓発・支援
- 市役所におけるテレワーク、DXの推進
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組の推進

重点施策2 女性の活躍推進

職場において、女性活躍推進法や育児休業制度の定着・促進に向けた各種制度を周知し、男女の均等な機会及び待遇が確保されるように努めるとともに、女性活躍推進プラットフォーム「アシスタlab.」等を通じて、女性の就労・起業等を支援します。

また、知識の習得や能力の向上を図る機会等を提供し、さらには、新しい生活様式にも対応した働き方ができるよう支援します。

具体的施策Ⅰ

女性の就労促進

指標名	R1年度(現状)	R8年度(指標)
●女性の就業率	68.6%(H27)	73.0%
●女性活躍推進プラットフォーム「アシスタlab.」会員数	254人	400人以上
●みよしアントレヌ認定件数(累計)	47人	97人以上
●起業支援補助金利用者のうち女性の人数(年間)	3人	5人
●認定新規就農者のうち女性の割合(認定数累計割合)	5.5%	10.0%

【具体的施策の内容】

- 職業生活における女性の役割に対する適正評価及び経済的地位と能力の向上
- 男女の雇用の均等機会と待遇を確保する環境整備へ向けた啓発の推進
- 企業等への男女雇用機会均等法・女性活躍推進法・制度等の周知徹底及び女性のキャリアアップへの支援
- 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱禁止の周知
- 女性の就労による経済的自立支援
- 女性の起業、経営活動への支援
- 職場環境向上のための支援
- 新しい生活様式における働き方への対応
- 農林業及び商工業分野における女性の活躍推進

重点施策3 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

政策・方針決定等においては男女それぞれの考えを十分に反映していくことが重要です。事業者・団体などにおける方針決定過程への女性の参画のための啓発等の取組をはじめ、男女共同参画社会を推進する牽引者として、審議会等委員に女性を積極的に登用するなど、政策・方針の決定過程への女性の参画を積極的に推進します。

具体的施策Ⅰ

審議会等委員への女性の登用推進

指標名	R2年度(現状)	R8年度(指標)
●市役所の目標設定の対象である審議会等の女性委員の割合	30.6%	44.0%

【具体的施策の内容】

- 女性委員のいない審議会等の解消
- 審議会等委員への積極的な女性の登用

具体的施策2

管理職への女性の登用推進

指標名	R2年度(現状)	R8年度(指標)
●市役所職員(一般行政職)の女性管理職の割合	20.9%	25.0%

【具体的施策の内容】

- 市役所職員の管理職及び係長職への女性の登用推進

重点施策4 地域社会活動における男女共同参画の推進

地域づくりにおける課題やニーズが多様化する中で、地域活動においてリーダーを担うことができる女性の育成や発掘等を進め、地域の様々な活動における方針決定過程の場に、女性の登用を働き掛けるとともに、女性が参画しやすい仕組みづくりを促進します。自らの選択により地域活動に参加する人を増やすため、「集える場」づくりの取組など地域と連携して進めます。

具体的施策1

女性の参画拡大やリーダーとなる女性の育成

指標名	R1年度(現状)	R8年度(指標)
●まちづくりに参加している人の割合	54.0%	70.0%
●住民自治組織の会長、事務局長への女性就任の割合	5.3%	10.0%
●集落支援員の女性の任命割合	38.5%	50.0%

【具体的施策の内容】

- 男女の参画による地域活動の推進
- 女性指導者の育成
- 地域における方針決定過程への女性の参画促進
- 地域課題解決に向けた取組への女性参画促進

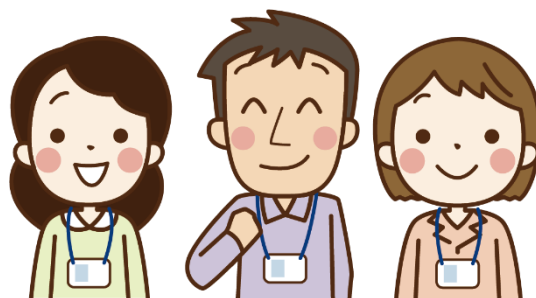
具体的施策2

地域における女性の「集える場」づくり

指標名	R1年度(現状)	R8年度(指標)
●各地区における女性の「集える場」づくり	—	19か所

【具体的施策の内容】

- 各地区に、地域主導による女性が「集える場」づくり(19地区に1か所以上)



あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もがその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会が実現できるよう、普及啓発を図ります。また、性自認や性的指向に関する正しい知識の周知を進めることで、性的マイノリティ（LGBT等）への理解を広げ、性の多様性を尊重できるよう取組を進めます。

重点施策1 意識啓発に向けた広報・啓発の推進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等意識の醸成に向けた広報・啓発活動など様々な男女共同参画推進事業に取り組むとともに、性的指向・性自認を理由とする偏見等の解消に努めます。

具体的施策1

男女共同参画の啓発・普及の推進

指標名	R1年度（現状）	R8年度（指標）
●男女共同参画推進事業件数	4件	10件
●社会通念・しきたりの上で、男女が平等であると 感じている人の割合	10.7%	20.0%

【具体的施策の内容】

- 男女共同参画週間及び人権週間を中心とした啓発活動
- 広報等における取組の推進
- 多様な機会を捉えた家庭や地域における意識啓発活動の推進

具体的施策2

性の多様性への理解の促進

【具体的施策の内容】

- 性の多様性への理解の促進に向けた啓発・教育活動
- 多様な性に配慮した取組の推進

重点施策2 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実

誰もが男女共同参画について正しく理解できるよう、学校教育や社会教育において意識啓発活動を推進するとともに、誰もがその個性や能力を十分に発揮できるよう、ライフステージに応じた教育・学習機会の確保に努めます。

具体的施策1

男女共同参画に関する教育の充実

指標名	R1年度（現状）	R8年度（指標）
●学校生活の中で男女が平等であると 感じている人の割合	54.0%	70.0%
●地域や社会をよくするために何をすべきか 考えることがある児童・生徒の割合	58.4%	70.0%

【具体的施策の内容】

- 多様な学習機会の提供
- 学校における男女平等を推進する教育及び性教育の実施

基本目標3 安心づくり

女性に対するあらゆる暴力への被害など困難を抱える人への支援を行うとともに、大規模な災害や感染症の流行への対応、健康維持に向けた取組など、男女ともに安心して暮らせるための対策を推進します。また、人生100年時代の健康に向けた取組の推進として、生涯を通じた健康支援を図ります。

重点施策1 健康と自立の支援

性別に関わりなく誰もが生涯を通じ心豊かに健康に暮らし、自らの選択によって仕事と地域を含めた暮らしの両方において充実した人生が送れるよう、ライフステージに応じた健康支援を推進するとともに、心身の健康の保持・増進を支援します。

具体的施策1 生涯を通じた健康支援

指標名	R1年度(現状)	R8年度(指標)
●国保特定健診受診率	43.8%	60.0%以上
●運動を習慣化している人の割合(15~64歳)	32.4%(H29)	40.0%以上
●運動を習慣化している人の割合(65歳以上)	52.2%(H29)	65.0%以上
●乳がん検診受診率	14.5%	50.0%
●子宮頸がん検診受診率	14.1%	50.0%

【具体的施策の内容】

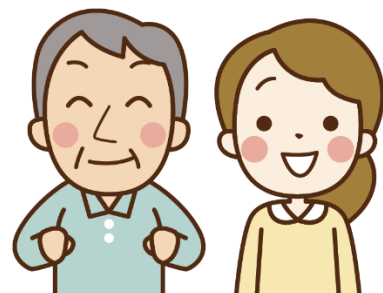
- 性差を考慮した保健事業の充実
- 母性保護の啓発
- ライフステージに応じた健康支援の推進

具体的施策2 高齢者・障害者の自立支援

指標名	R1年度(現状)	R8年度(指標)
●元気高齢者の割合	75.7%	76.5%

【具体的施策の内容】

- 福祉・介護サービス、障害福祉サービスの充実
- 生きがいづくり活動の推進
- 障害者・高齢者の就労機会の拡大
- バリアフリーのまちづくりの推進



重点施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と人権尊重の推進

いかなる暴力も人権侵害であるということを正しく理解できるよう啓発するとともに、関係機関と連携し被害者が早期に安心して相談できるよう相談窓口の周知を図ります。また、相談員等の資質の向上による相談体制の充実と必要な情報の提供を行います。

また、様々なハラスメントの防止へ向け、関係機関と連携し啓発に取り組みます。

具体的施策1

暴力を容認しない社会環境の整備

指標名	R1年度(現状)	R8年度(指標)
●DV対応のためのすくすくネットワーク協議会構成機関及び団体数	22団体	30団体
●各種ハラスメント対策として、相談窓口を設置している事業所の割合	34.5%	40.0%以上

【具体的施策の内容】

- 暴力(DV・デートDV)、各種ハラスメント(セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメント・モラルハラスメント等)の防止に向けた啓発活動の推進
- DV防止法・ストーカー規制法の周知
- 婦人相談員による相談及び支援
- 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員との連携による相談及び支援
- DV防止のための関係機関の連携強化

重点施策3 災害及び感染症対策における男女共同参画の推進

大規模な災害や新型コロナウイルス感染症などの感染症の流行に対する対応が急がれる中、災害や感染症への対策について、男女それぞれのニーズが反映され、また男女共同参画の視点を取り入れた対策を積極的に推進します。

具体的施策1

男女共同参画の視点を取り入れた災害及び感染症対策の推進

指標名	R2年度(現状)	R8年度(指標)
●消防団員のうち女性消防団員の人数	19人	25人

【具体的施策の内容】

- 防災に関する地域活動への参画
- 自主防災組織への参加促進及び女性の視点の導入
- 災害及び感染症対策への女性の視点の導入

